



平成28年10月13日

内閣府（防災担当）

「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成28年9月23日に公布・施行された、「平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について、その一部を改正する政令が10月7日（金）に閣議決定され、本日（10月13日（木））公布・施行されました。

この改正は、上記激甚災害に適用すべき措置として、全国を対象として、水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助の措置を追加するものです。

I 激甚災害（本激）の追加指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

○水産動植物の養殖施設の災害復旧事業に対する補助（激甚法第7条第3号）

水産動植物の養殖施設（ほたてがい、かき類、ほや類、こんぶ類及びわかめ類）が被害を受けた場合の災害復旧事業に対して補助率9/10で補助を行います。

※全国の海面養殖施設の被害見込額 10.7億円（平成28年10月5日現在）

うち 北海道内の被害見込額 8.5億円（同上）

（参考：指定基準）

全国の海面養殖施設の被害見込額が10.45億円（※1）を超え かつ

①ある都道府県の被害見込額が当該都道府県の海面養殖業の所得推定額の40%を超える
又は

②ある都道府県の被害見込額が5.22億円（※2）を超える

（※1） 全国の海面養殖業の所得推定額の2%

（※2） 全国の海面養殖業の所得推定額の1%

II スケジュール

- ・ 10月 7日（金） 閣議決定
- ・ 10月13日（木） 公布・施行

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付 後藤、玉田、阿部

03-5253-2111（代表、内線51382・51383） 03-3593-2847（直通）

政令第三百二十六号

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項及び第七条の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）の一部を次のように改正する。

本則の表中「第六条まで」の下に「、第七条（第三号に係る部分に限る。）」を加え、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

（法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率）

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令

で定める率は、いずれも十分の九とする。

一 ほたてがい養殖施設

二 かき類養殖施設

三 ほや類養殖施設

四 こんぶ類養殖施設

五 わかめ類養殖施設

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第三百九号）
（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第七条（第三号に係る部分に限る。）、第十条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号及び同年台風第十一号によるものをいう。	

激甚災害	適用すべき措置
平成二十八年八月十六日から九月一日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成二十八年台風第七号、同年台風第九号、同年台風第十号及び同年台風第十一号によるものをいう。	

(法第七条第三号の政令で定める養殖施設及びその災害復旧事業の補助率)

第二条 前条の激甚災害についての法第七条第三号の政令で定める養殖施設は、次に掲げるものであって当該激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていたものとし、それぞれその災害復旧事業に係る同条の政令で定める率は、いずれも十分の九とする。

一 ほたてがい養殖施設

二 かき類養殖施設

三 ほや類養殖施設

四 こんぶ類養殖施設

五 わかめ類養殖施設

(新設)